

JFA第46回全日本U-12サッカー選手権大会 大阪府大会 中央大会 レギュレーション

大会名	JFA第46回全日本U-12サッカー選手権大会 大阪府大会 中央大会
主催	公益財団法人日本サッカー協会 公益財団法人日本スポーツ協会 日本スポーツ少年団 読売新聞社 一般社団法人大阪府サッカー協会
都道府県大会特別協賛社	
都道府県大会協賛社	YKK、花王、日清オイリオグループ、ゼビオ、日本マクドナルド
開催協力	モルテン
中央大会日程	■11/23(水)天然芝[S2・S3] ■11/26(土)天然芝[S2] ■11/27(日)天然芝[S1]
中央大会会場	Jグリーン堺 ※天然芝の状況により直前のピッチ番号が施設側判断で変更の場合もある。
中央大会参加費	1チームにつき5,000円を中央大会初日に徴収する。
中央大会抽選会	11/21(月)18時50分開始
組み合わせ抽選	会場:まつばらテラス(輝)3F多目的ホール 松原市田井城3丁目104番2
中央大会競技方法	トーナメント方式で実施。学校行事等で時間変更希望する場合は以下の場合のみ認める。 ひとつの学校の生徒で構成されているチームでその学校の行事で時間変更を希望している場合、学校側から生徒宛に配布されているプリントを抽選会に持参すること。 抽選会の際に委員の許可が出た場合認める。(たくさんのチームの希望が出た場合や試合時間変更が聞かない会場の場合は認められない)
中央大会出場チーム	32チーム(原則として全日リーグの結果を反映させた形で地区代表を決定とするが、新型コロナ感染拡大による4種活動自粛中断により止む無く別方法で決定する場合もある)
上位大会	大阪府大会優勝チームとその選手は全日本U-12サッカー選手権大会本大会への出場権を有する
競技時間	試合時間は40分(20分-5分-20分)とする
競技人数	8名(試合開始時に6名以上で試合成立とする)一方のチームが6人に満たない場合は試合を開始しない。
参加資格	移籍に関しては同一大会に参加している選手の同一大会の出場は認めない。ただし、転居などの理由で4種委員長の認めた選手に限り出場は認める。(全日リーグと中央大会は同一大会とみなす)
競技規則	(公財)日本サッカー協会「8人制サッカー競技規則」最新版に準じ、これ以外の部分は、(公財)日本サッカー協会「サッカー競技規則」に準ずる。
警告	大会期間中(中央大会)、警告の累積が2回になった選手は次の1試合に出場できない。
退場	退場を命じられた選手は最低次の試合を出場停止とする。但しOFA司法機関(規律委員会)にかかる場合はOFA司法機関の決定に従う。
メンバーチェック	試合開始30分前までに本部で【選手証】【メンバー表】【申し送り】のチェックを行う。【選手証】とは電子登録証カラーコピーであり、携帯電話などの画面での確認は不可とする。 選手証、メンバー表と当日の選手の並びは全て同じになるように揃えておくこと。
アンダーシャツ	上着の袖の下から見える場合袖の主たる色と同色であることとする。
アンダーパンツ	パンツ下から見える場合パンツの主たる色または裾と同色であること、またパンツの主たる色と裾の色が別色の場合チームでどちらかを選び統一していることとする。
背番号・胸番号	シャツの前面及び背面には、選手番号を必ず表示しなければならない。選手番号は、服地と明確に区別し得る色彩(服地が縞柄等であって明確な識別が困難なときには、台地を付ける)かつ判別が容易なサイズのものでなければならない。
ユニフォーム	FPは正・副2セット必要(副ユニフォームのピブスは認めない、正・副ともに背番号、胸番号が必要) GKは正・副ともにFPと別色の2セット必要(GKユニフォームのピブスは認めない、正・副ともに背番号、胸番号が必要) ベンチ選手と指導者はユニホームと同色のウェアは着用できない(ピブスや別色のウェアで対応すること) GKがFPとして出場する場合、又は、逆の場合の背番号は固有番号で有れば、必ずしも一致しなくてもよい。(正副の番号は一致しなくてもよい) アンクルガード、テーピング等をストッキングの上に着用する場合は着用するストッキングの部分と同色のみ認める
選手交代	ベンチ入りメンバーは指導者3名と登録選手のみ、交代の人数制限なし ベンチ入りメンバーの中で人数制限なく自由な交代ができる(主審の許可を得ず交代ゾーンから行う) GKが交代する場合は主審の許可を得る
審判	主審は3級以上、副審、4審は4級以上で行うこととする。 ユース審判員に関しては協会派遣の場合及び、アクティブ登録を行い指導を受けた審判員の主審、副審、4審を認める。通常のユース審判員は認めない。 正規の審判服を着用すること(アンダーシャツ・アンダーパンツは同色のみ認める) 審判証(写真貼付き)、ワッペンの不携帯で審判を行うことはできない(電子登録証のカラーコピー可)
PK方式	3人制で行う(両チームの得点と同じ場合は、同数のキックで一方のチームが他方より多く得点するまで、交互に順序を変えることなく、キックは続けられる。)
延長戦	準決勝からは5分ハーフの延長戦を実施し、それでも決しない場合は3人制のPKとする。
肖像権	一般社団法人大阪府サッカー協会に認められた提携写真事業者によって撮影された写真が「参加者向け写真販売サービス(ウェブサイトを通じた通信販売を含む)」を行うことがある。 一般社団法人大阪府サッカー協会又はこれらに認められた報道機関等によって撮影された映像が、中継・録画放映及びインターネットによって配信されることがある。 また、DVD等に編集され、販売・配付されることがある。 これらの肖像権に関する事項は大会参加申込として大会エントリーをした時点で、上記取り扱いに関する承諾を得たものとして対応する
その他	負傷者については各チームにて対応し、主催者、管理者及び会場責任者は一切の責任を負わない 中央大会日程のパス日は従来通り出来ないこととする。 大会参加チームは必ずスポーツ傷害保険に加入していること 一般社団法人大阪府サッカー協会又はこれらに認められた報道機関等によって撮影された写真が、新聞・雑誌・報告書及び関連ホームページ等で公開されることがある。 本レギュレーションは適宜改訂、改善をしていくものとし、本レギュレーションに記載無き事項についてはその都度適切に対応するものとする。 チームベンチ付近での観戦(応援)を禁止する。観戦者は大会運営役員の指示に従う事とする。

JFA第46回全日本U-12サッカー選手権大会 大阪府大会 中央大会 レギュレーション

	違反内容	レギュレーション違反への対応	違反事案を OFA司法機関にて 審議	4種委員会
	レギュレーション違反への対応	参加資格	試合前に「出場資格の無い選手」が出場しようとした事案が確認されたは、大会本部より当該チームに指摘し改善を督促する。 改善が確認された場合、当該チームの試合を行う。 ・JFA懲罰規定【P.10】第7節附則【別紙1】3.その他の違反行為 3-3（出場資格の無い選手の公式試合への出場）	○ 行う
試合終了後に「参加資格違反の選手が試合に出場していた事実」が確認された事案に対しては、「試合の没収」として当該チームは0-3で敗戦したものとする。妥当な措置をOFA司法機関にて規定に準じて検討決定する。 ・JFA懲罰規定【P.10】第7節附則【別紙1】3.その他の違反行為 3-3（出場資格の無い選手の公式試合への出場）			○ 行う	再発防止策検討
ユニホーム 背番号・胸番号		レギュレーション違反が確認された事案は大会本部より当該チームに対して改善を督促して試合開始時刻迄に当該レギュレーションに適合した状態に改善が確認出来た場合、当該チームの試合を行う。	× 行わない	再発防止策検討
アンダーシャツ		試合開始時刻迄に違反内容を改善出来ず依然レギュレーション違反状態である場合は、試合を開始せず「試合の没収」扱いとし、当該チームは0-3で敗戦したものとする。事後の妥当な措置をOFA司法機関にて規定に準じて検討決定する。	○ 行う	再発防止策検討
アンダーパンツ		・JFA懲罰規定【P.11】第7節附則【別紙1】3-7（チーム又は選手等によるその他の違反行為）		
審判		割当審判不履行(遅刻を含む)等が発生した場合は、大会本部は直ちに当該チームに状況確認と履行督促を行い、大会試合開始予定時間を担保する為に、必要に応じ有資格代替審判員を補完する。 事後の妥当な措置をOFA司法機関にて規定に準じて検討決定する。 ・JFA懲罰規定【P.11】第7節附則【別紙1】3-7（チーム又は選手等によるその他の違反行為）	○ 行う	再発防止策検討
	割当審判不履行(遅刻を含む)等の違反事案を発生させた当該チームには事後の妥当な措置をOFA司法機関にて規定に準じて検討決定する。 ・JFA懲罰規定【P.11】第7節附則【別紙1】3-7（チーム又は選手等によるその他の違反行為）	○ 行う	再発防止策検討	
	審判服、審判証、ワッペンに関する違反事案を発生させた当該チームに対し事後の妥当な措置をOFA司法機関にて規定に準じて検討決定する。 ・JFA懲罰規定【P.11】第7節附則【別紙1】3-7（チーム又は選手等によるその他の違反行為）	○ 行う	再発防止策検討	

・JFA懲罰規定【P.11】第7節附則【別紙1 競技及び競技会に関する懲罰基準】3-7（チーム又は選手等によるその他の違反行為）

本規定に該当条文がない場合で、チーム又は選手等が本協会の各種規定・規則の趣旨に明らかに反すると判断される行為を行った場合、当該チーム又は選手等に対して、**本規定第4条**に定める各懲罰のうちから適切と判断される懲罰を科すことができる。〈関連規定〉 JFA懲罰規定【P.2】第1節総則 第4条の2（加盟チームに対する懲罰）

・JFA懲罰規定【P.12】第7節附則【別紙2 競技及び競技会に関する懲罰基準の運用に関する細則】第1条の1

都道府県協会等の司法機関は本協会の懲罰基準に基づき、懲罰を決定する